

◎新潟県告示第166号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年2月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
胎内市	18者	宮川字五ノ割7番地ほか126筆 17.4ha
燕市	20者	八王子字新野3203番地ほか124筆 18.8ha
弥彦村	4者	大字麓字四石1097番地ほか21筆 3.2ha
佐渡市	31者	新穂潟上2554番地5ほか305筆 43.1ha
合計	73者	580筆 82.5ha

2 申請年月日

平成27年2月6日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画案に対する意見書の提出について」によること。